

【十和田奥入瀬観光機構観光写真素材取扱要綱】

(趣旨)

第1条 この要綱は、十和田奥入瀬観光機構観光写真素材の使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「十和田奥入瀬観光機構観光写真素材」とは、一般社団法人十和田奥入瀬観光機構が所有又は、十和田市から借用した十和田の自然、景観、祭り、風物詩、特産品、郷土料理などの写真・映像素材をいう。

(使用の申請)

第3条 十和田奥入瀬観光機構観光写真素材を使用しようとする者は、あらかじめ十和田奥入瀬観光機構観光写真素材使用申請書(様式第1号)を一般社団法人十和田奥入瀬観光機構理事長(以下、「理事長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第4条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、十和田奥入瀬観光機構観光写真素材使用承認(不承認)通知書(様式第1号)により、申請者に通知するものとする。

2 理事長は、十和田市の観光振興に効果があると認められるものについて、十和田奥入瀬観光機構観光写真素材の使用を承認するものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 十和田市又は写真に含まれる人物・物品・建築物・場所等の信用や品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 特定の個人、政治、思想又は宗教の活動のみを意図して使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) 不当な利益を目的として使用し、又はそのおそれがあると認められると

き。

(5) 自己を標示するために使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(6) その他理事長が使用について不相当であると認めたとき。

3 理事長は、第1項の規定により使用の承認をする場合において、条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 前条第1項の規定により、十和田奥入瀬観光機構観光写真素材の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。

(2) 善意を持って著作権保護に努め、データの管理を行うこと。

(3) 十和田奥入瀬観光機構観光写真素材の二次加工をしないこと。ただし、観光宣伝物、出版物及び販売促進の資料における使用のため、被写体のイメージを損なわない範囲でのトリミング及び画質補正はこの限りではない。

(4) 使用承認によって生ずる権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 十和田奥入瀬観光機構観光写真素材を使用するときは、その成果品に「写真提供 十和田奥入瀬観光機構」等、画像元を明示すること。

(6) 使用承認に係る成果品は、完成後、速やかに理事長に提出すること。ただし、提出が困難である場合は、その形状及び十和田奥入瀬観光機構観光写真素材の使用状態の分かる写真の提出をもって、代えることができる。

(7) 本要綱に定めていない事項、又は疑義ある事項については、観光機構と協議のうえ使用すること。

(承認内容の変更)

第6条 使用者が、使用承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ十和田奥入瀬観光機構観光写真素材使用承認事項変更申請書（様式第2号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請について、承認することが適当と認める場

合は、十和田奥入瀬観光機構観光写真素材使用承認事項変更承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第7条 理事長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

（1） 第5条各号に掲げる事項に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により使用又は使用承認事項変更の承認を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、理事長が使用について不相当と認めるとき。

2 理事長は前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後、当該使用の承認に係る成果品を使用してはならない。

4 理事長は、使用者が使用の承認を取り消されたことにより生じた損害については、賠償する責任を一切負わないものとする。

（苦情等の処理）

第8条 使用者は、十和田奥入瀬観光機構観光写真素材の使用に係る成果品に関して苦情等があったときは、自己の責任において必要な措置を講じるとともに、理事長にその旨を報告しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、十和田奥入瀬観光機構観光写真素材の使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条、第4条関係）

年 月 日

（一社）十和田奥入瀬観光機構理事長 様

住所

団体名・氏名

TEL

FAX

Email

十和田奥入瀬観光機構観光写真素材使用申請書

使用目的及び媒体（発行物名称・発行日など）

使用予定画像・映像データ（画像・映像データのファイル名をご記入ください。）

成果品使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

提供画像データ消去日 年 月 日

十和田奥入瀬観光機構観光写真素材使用承認（不承認）通知書

上記申請について承認します（不承認とします）。

提供画像・映像データについて、年 月 日までに消去することとし承認します。

申請者のみ使用を承認します。グループ内の他の会社等が使用する場合は使用する会社から申請してください。

不承認理由

[]

第 号

年 月 日

（一社）十和田奥入瀬観光機構
理事長

（公印省略）

画像使用許諾条件

- ・ 成果品（掲載した発行物など）を1部お届けください。
- ・ 画像の使用許諾権利を第三者に譲渡したり、使用目的以外に使用することを禁じます。
- ・ 成果品が完成し使用目的が達成されましたら、速やかに提供画像データを消去してください。
- ・ 十和田奥入瀬観光機構の提供である旨の表示をお願いいたします。【例】十和田奥入瀬観光機構提供、写真提供十和田奥入瀬観光機構 など

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（一社）

十和田奥入瀬観光機構理事長 様

住所

氏名

連絡先

十和田奥入瀬観光機構観光写真素材使用承認事項変更申請書

年 月 日付け第 号で承認を受けた十和田奥入瀬観光機構観光写真素材の使用について、下記のとおり当該承認に係る事項を変更したいので申請します。

記

変更内容	変更前 変更後
変更理由	

※添付書類

- ①十和田奥入瀬観光機構観光写真素材使用承認通知書
- ②その他参考資料

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

（一社）十和田奥入瀬観光機構
理事長

（公印省略）

十和田奥入瀬観光機構観光写真素材使用承認事項変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました、十和田奥入瀬観光機構観光写真素材の使用について、下記のとおり承認します。

記

- 1 使用の目的
- 2 使用予定媒体
- 3 使用する写真
- 4 使用期間
- 5 その他

計 点

※成果品に「写真提供 十和田奥入瀬観光機構」等、画像元の明示をお願い致します。